

第 4 5 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 6年 6月19日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

5/31特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会議事録

- 2 同年 7月 3日、実施機関は、本件公開請求の対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月 9日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした理由として、作成又は取得しておらず不存在のため非公開とすると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 実施機関において、当該会議の議事録作成を業務委託しており、受託者側で発言の文字起こしや内容確認等の作業が必要なため、会議開催直後には、会議の議事録は存在しない。
 - (2) 議事録作成業務委託において、受託者から議事録が納品されるまで議事録は存在しないため、納品以前に行われた本件公開請求については、不存在を理由として非公開決定を行っている。
 - (3) なお、本件対象文書については、審査請求人より令和 6年 7月22日付けで行政文書公開請求されており、実施機関は同年 8月 5日付で公開決定し

ている。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

議事録はあるはず。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市（以下「本市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会（以下「本件部会」という。）について

特別史跡名古屋城跡全体の整備について検討するため、学識経験者のうちから市長が指名する者により構成される特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しており、専門の事項を検討させるために複数の部会を設置している。本件部会は検討会議に設置された部会であり、名古屋城（本丸搦手馬出周辺）の石垣修復に関すること、特別史跡名古屋城跡の埋蔵文化財に関すること等について専門的見地から意見を聴取することを目的として開催される。

会議開催後は、名古屋城公式ウェブサイト上で開催実績、配布資料、議事録が公開される。

4 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について、上記第 3 の 2 のとおり、本件公開請求日時点では作成していないと実施機関は主張しており、当審査会が事務局をして確認させたところ、令和 6 年 7 月 22 日に作成されたものであった。

(2) 審査請求人は本件処分について、文書はあるはずと主張するのみで、文書の存在をうかがわせる特段の主張はされていない。

(3) 以上のことから、実施機関の主張は不合理であるとは認められず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 8 月 23 日	諮問書の受理
9 月 13 日	弁明書の写しの受理
9 月 30 日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 6 年 11 月 15 日 (第 79 回第 2 小委員会)	調査審議
12 月 20 日 (第 80 回第 2 小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第 80 回第 2 小委員会)	調査審議
令和 7 年 1 月 17 日 (第 81 回第 2 小委員会)	調査審議
1 月 23 日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里